

服装等規定

福井県立美方高等学校

《今年度の重点課題》

「正しく、美しい制服の着こなしを目指す」

《生徒手帳から》

- (1) 服装は人格をあらわす。常に清潔にし、正しく着用するよう心がける。
- (2) 高校生としての品位を保つ。華美に流れたり、流行を追ったりしない。
- (3) 指定以外の服装をすることは、担任を通じて指導部に届け出る。

《服装に関する規定》

- ①制服 学校指定のものとする。制服の改造は禁ずる。
 - ②校内ばき 内ばき、外ばき、スリッパとも学校指定のものとする。
 - ③コート類 単色で、華美でないものとする。
※部活動で使用しているウィンドブレーカーは認める。
※マフラーは着用時の長さに危険性が伴わないこと。
 - ④頭 髪 高校生らしい清潔さ、活動性を保つ髪型とする。
脱色、染色、パーマ、その他特殊な髪型は禁ずる。
 - ⑤通学用靴 華美でない靴・スニーカー類とする。以上の規定に則り、天候に応じた履物を認める。
 - ⑥ストッキング 単色で、華美でないものとする。
 - ⑦ソックス 単色で、華美でないものとする。但し、小さなワンポイントは認める。
レッグウォーマー等はその使用を禁じる。
 - ⑧化粧・装具 一切禁止する。
 - ⑨通学用靴 華美でないもので、毎日の通学に耐えうるものとする。
※部活動で使用しているスポーツバック等は認める。
 - ⑩セーター類 学校指定のものとする。
- 《携帯電話》 学校への持ち込みは、一定の条件を満たす場合、許可する。
詳細は別に定める。